

○農林水産省告示第四百三十四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和八年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和九年産のさとうきびに係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年三月二十七日

農林水産大臣 鈴木 憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	北海道		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 うち免税対象農業者に係るもの 3,260円 2,930円 2,610円 2,280円 1,960円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,190円 3,770円 3,350円 2,930円 2,510円)	北海道の区域
	3 類	2,700円 2,430円 2,160円 1,890円 1,620円	北海道の区域
	4 類	1,740円 1,570円 1,390円 1,220円 1,040円	北海道の区域
	5 類	4,880円 4,390円 3,900円 3,420円 2,930円	北海道の区域
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	北海道の区域
	7 類	1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 うち免税対象農業者に係るもの 3,260円 2,930円 2,610円 2,280円 1,960円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,190円 3,770円 3,350円 2,930円 2,510円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,700円 2,430円 2,160円 1,890円 1,620円	
	8 類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用の用途である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその用途ごとの収穫量が明確に区分できない大豆 1,740円 1,570円 1,390円 1,220円 1,040円 未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆 4,880円 4,390円 3,900円 3,420円 2,930円	北海道の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,700円 2,430円 2,160円 1,890円 1,620円	北海道の区域
	小豆	3,680円 3,310円 2,940円 2,580円 2,210円	北海道の区域

都道府県名	北海道											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
いんげん	1 類	3,160円	2,840円	2,530円	2,210円	1,900円					北海道の区域	
	2 類	3,510円	3,160円	2,810円	2,460円	2,110円					北海道の区域	
	3 類	6,650円	5,990円	5,320円	4,660円	3,990円					北海道の区域	
	4 類	6,710円	6,040円	5,370円	4,700円	4,030円					北海道の区域	
	5 類	手亡類の品種のいんげん又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できないいんげん										北海道の区域
		3,160円	2,840円	2,530円	2,210円	1,900円						
		金時類及びうずら類の品種のいんげん										
		3,510円	3,160円	2,810円	2,460円	2,110円						
		大福類及びとら豆類の品種のいんげん										
		6,650円	5,990円	5,320円	4,660円	3,990円						
		べにばないんげんの品種のいんげん										
		6,710円	6,040円	5,370円	4,700円	4,030円						
てん菜	1 類	基準糖度が15.7度である組合員等										北海道の区域
	2 類	12,180円	10,960円	9,740円	8,530円	7,310円						
	3 類	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るてん菜にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 17,270円 15,540円 13,820円 12,180円 10,960円 9,740円 8,530円 7,310円 うち免税対象農業者に係るもの 17,560円 15,800円 14,050円 12,290円 12,180円 10,960円 9,740円 8,530円 7,310円)										
		基準糖度が15.7度に満たない組合員等 別 記 1										
		基準糖度が15.7度を超える組合員等 別 記 2										

都道府県名	北海道		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そば	1 類	1,760円 1,580円 1,410円 1,230円 1,060円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,300円 4,770円 4,240円 3,710円 3,180円 1,760円 1,580円 1,410円 1,230円 1,060円 うち免税対象農業者に係るもの 5,490円 4,940円 4,390円 3,840円 3,290円 1,760円 1,580円 1,410円 1,230円 1,060円)	北海道の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,760円 1,580円 1,410円 1,230円 1,060円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,300円 4,770円 4,240円 3,710円 3,180円 1,760円 1,580円 1,410円 1,230円 1,060円 うち免税対象農業者に係るもの 5,490円 4,940円 4,390円 3,840円 3,290円 1,760円 1,580円 1,410円 1,230円 1,060円) 秋そば 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,040円 4,540円 4,030円 3,530円 3,020円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円 うち免税対象農業者に係るもの 5,230円 4,710円 4,180円 3,660円 3,140円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円)	北海道の区域
たまねぎ		63,330円 57,000円 50,660円 44,330円 38,000円	北海道の区域
ホップ		2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円	北海道の区域

別記 1 :

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が15.7度を0.1度下回るごとに、12,180円から70円を差し引いて得た額（以下「別記1の最高額」という。）及び別記1の最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象農業者であって、栽培するてん菜の基準糖度が7.0度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
(課税対象農業者の場合)

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が15.7度を0.1度下回るごとに、17,270円から130円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記1の最高額を超える金額

(免税対象農業者の場合)

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が15.7度を0.1度下回るごとに、17,560円から130円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記1の最高額を超える金額

別記 2 :

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が15.7度を0.1度上回るごとに、12,180円に70円を加えて得た額（以下「別記2の最高額」という。）及び別記2の最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るてん菜にあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
(課税対象農業者の場合)

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が15.7度を0.1度上回るごとに、17,270円に130円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記2の最高額を超える金額

(免税対象農業者の場合)

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が15.7度を0.1度上回るごとに、17,560円に130円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記2の最高額を超える金額

備考 :

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、次の各号に掲げる共済目的の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 大豆、小豆、いんげん及びそば 10キログラム当たり
 - てん菜及びたまねぎ 1,000キログラム当たり
 - ホップ 1キログラム当たり
- この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するてん菜につき、令和元年産から令和7年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第1項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	青森県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 3,110円 2,800円 2,490円 2,180円 1,870円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,190円 2,870円 2,550円 2,230円 1,910円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,180円 3,760円 3,340円 2,930円 2,510円)</p>	青森県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 3,110円 2,800円 2,490円 2,180円 1,870円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,190円 2,870円 2,550円 2,230円 1,910円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,180円 3,760円 3,340円 2,930円 2,510円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,910円 2,620円 2,330円 2,040円 1,750円</p>	青森県の区域
ホップ		2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円	青森県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岩手県											左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										
大豆	1 類	1,330円 1,200円 1,060円 930円 800円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,100円 2,790円 2,480円 2,170円 1,860円 1,330円 1,200円 1,060円 930円 800円 うち免税対象農業者に係るもの 3,190円 2,870円 2,550円 2,230円 1,910円 1,330円 1,200円 1,060円 930円 800円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,630円 4,170円 3,700円 3,240円 2,780円)	岩手県の区域									
	3 類	3,800円 3,420円 3,040円 2,660円 2,280円	岩手県の区域									
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,330円 1,200円 1,060円 930円 800円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,100円 2,790円 2,480円 2,170円 1,860円 1,330円 1,200円 1,060円 930円 800円 うち免税対象農業者に係るもの 3,190円 2,870円 2,550円 2,230円 1,910円 1,330円 1,200円 1,060円 930円 800円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,630円 4,170円 3,700円 3,240円 2,780円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,800円 3,420円 3,040円 2,660円 2,280円	岩手県の区域									
	8 類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用の用途である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその用途ごとの収穫量が明確に区分できない大豆 1,630円 1,470円 1,300円 1,140円 980円 未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆 4,600円 4,140円 3,680円 3,220円 2,760円	岩手県の区域									
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,800円 3,420円 3,040円 2,660円 2,280円	岩手県の区域									

都道府県名	岩手県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
そば	2 類	1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,150円 4,640円 4,120円 3,610円 3,090円 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 うち免税対象農業者に係るもの 5,330円 4,800円 4,260円 3,730円 3,200円 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円)										岩手県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,210円 4,690円 4,170円 3,650円 3,130円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 5,390円 4,850円 4,310円 3,770円 3,230円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円) 秋そば 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,150円 4,640円 4,120円 3,610円 3,090円 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 うち免税対象農業者に係るもの 5,330円 4,800円 4,260円 3,730円 3,200円 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円)										岩手県の区域
ホップ	2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円										岩手県の区域	

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、大豆及びそばについては10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮城県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,400円 1,260円 1,120円 980円 840円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,150円 2,840円 2,520円 2,210円 1,890円 1,400円 1,260円 1,120円 980円 840円 うち免税対象農業者に係るもの 3,230円 2,910円 2,580円 2,260円 1,940円 1,400円 1,260円 1,120円 980円 840円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,640円 5,080円 4,510円 3,950円 3,380円)	宮城県の区域
	3 類	7,210円 6,490円 5,770円 5,050円 4,330円	宮城県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,400円 1,260円 1,120円 980円 840円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,150円 2,840円 2,520円 2,210円 1,890円 1,400円 1,260円 1,120円 980円 840円 うち免税対象農業者に係るもの 3,230円 2,910円 2,580円 2,260円 1,940円 1,400円 1,260円 1,120円 980円 840円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,640円 5,080円 4,510円 3,950円 3,380円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 7,210円 6,490円 5,770円 5,050円 4,330円	宮城県の区域
	8 類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用の用途である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその用途ごとの収穫量が明確に区分できない大豆 1,630円 1,470円 1,300円 1,140円 980円 未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆 5,550円 5,000円 4,440円 3,890円 3,330円	宮城県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 7,210円 6,490円 5,770円 5,050円 4,330円	宮城県の区域

都道府県名	宮城県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そば	1 類	1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円 うち免税対象農業者に係るもの 5,610円 5,050円 4,490円 3,930円 3,370円 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円)	宮城県の区域
	2 類	1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円 うち免税対象農業者に係るもの 5,610円 5,050円 4,490円 3,930円 3,370円 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円)	宮城県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円 うち免税対象農業者に係るもの 5,610円 5,050円 4,490円 3,930円 3,370円 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円) 秋そば 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円 うち免税対象農業者に係るもの 5,610円 5,050円 4,490円 3,930円 3,370円 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円)	宮城県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	秋田県			
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲		左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,300円	1,170円 1,040円 910円 780円	秋田県の区域
	6 類 7 類	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,630円 4,170円 3,700円 3,240円 2,780円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,630円 4,170円 3,700円 3,240円 2,780円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>		
ホップ	2,760円	2,480円 2,210円 1,930円 1,660円	秋田県の区域	

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山形県											
共済目的の種類	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
大豆	1 類	1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 うち免税対象農業者に係るもの 3,080円 2,770円 2,460円 2,160円 1,850円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,960円 4,460円 3,970円 3,470円 2,980円)										山形県の区域
	3 類	2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										山形県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 うち免税対象農業者に係るもの 3,080円 2,770円 2,460円 2,160円 1,850円 1,300円 1,170円 1,040円 910円 780円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,960円 4,460円 3,970円 3,470円 2,980円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										山形県の区域
	8 類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用の用途である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその用途ごとの収穫量が明確に区分できない大豆 1,630円 1,470円 1,300円 1,140円 980円 未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆 8,950円 8,060円 7,160円 6,270円 5,370円										山形県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										山形県の区域

都道府県名	山形県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そば	2 類	1,920円 1,730円 1,540円 1,340円 1,150円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,460円 4,910円 4,370円 3,820円 3,280円 1,920円 1,730円 1,540円 1,340円 1,150円 うち免税対象農業者に係るもの 5,650円 5,090円 4,520円 3,960円 3,390円 1,920円 1,730円 1,540円 1,340円 1,150円)	山形県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,140円 4,630円 4,110円 3,600円 3,080円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 5,330円 4,800円 4,260円 3,730円 3,200円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円) 秋そば 1,920円 1,730円 1,540円 1,340円 1,150円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,460円 4,910円 4,370円 3,820円 3,280円 1,920円 1,730円 1,540円 1,340円 1,150円 うち免税対象農業者に係るもの 5,650円 5,090円 4,520円 3,960円 3,390円 1,920円 1,730円 1,540円 1,340円 1,150円)	山形県の区域
ホップ		2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円	山形県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、大豆及びそばについては10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福島県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,160円 1,040円 930円 810円 700円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,390円 4,850円 4,310円 3,770円 3,230円)</p>										福島県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,390円 4,850円 4,310円 3,770円 3,230円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>										福島県の区域

都道府県名	福島県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
そば	2 類	1,670円	1,500円	1,340円	1,170円	1,000円	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,240円 4,720円 4,190円 3,670円 3,140円 1,670円 1,500円 1,340円 1,170円 1,000円 うち免税対象農業者に係るもの 5,430円 4,890円 4,340円 3,800円 3,260円 1,670円 1,500円 1,340円 1,170円 1,000円)					福島県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 5,360円 4,820円 4,290円 3,750円 3,220円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円) 秋そば 1,670円 1,500円 1,340円 1,170円 1,000円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,240円 4,720円 4,190円 3,670円 3,140円 1,670円 1,500円 1,340円 1,170円 1,000円 うち免税対象農業者に係るもの 5,430円 4,890円 4,340円 3,800円 3,260円 1,670円 1,500円 1,340円 1,170円 1,000円)										福島県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	栃木県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分												
大豆	1 類	1,280円	1,150円	1,020円	900円	770円						栃木県の区域	
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,280円 1,150円 1,020円 900円 770円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,080円 2,770円 2,460円 2,160円 1,850円 1,280円 1,150円 1,020円 900円 770円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 6,070円 5,460円 4,860円 4,250円 3,640円)</p>												
	3 類	8,840円	7,960円	7,070円	6,190円	5,300円							栃木県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,280円 1,150円 1,020円 900円 770円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,280円 1,150円 1,020円 900円 770円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,080円 2,770円 2,460円 2,160円 1,850円 1,280円 1,150円 1,020円 900円 770円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 6,070円 5,460円 4,860円 4,250円 3,640円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 8,840円 7,960円 7,070円 6,190円 5,300円</p>											栃木県の区域
9 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 8,840円 7,960円 7,070円 6,190円 5,300円</p>											栃木県の区域	

備考:

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	群馬県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1 類	1,140円	1,030円	910円	800円	680円						群馬県の区域
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。) 第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,140円 1,030円 910円 800円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,140円 1,030円 910円 800円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,300円 4,770円 4,240円 3,710円 3,180円)</p>											
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,140円 1,030円 910円 800円 680円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,140円 1,030円 910円 800円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,140円 1,030円 910円 800円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,300円 4,770円 4,240円 3,710円 3,180円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>										群馬県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	埼玉県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの</p> <p>2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの</p> <p>2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、</p> <p>5,010円 4,510円 4,010円 3,510円 3,010円)</p>	埼玉県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの</p> <p>2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの</p> <p>2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、</p> <p>5,010円 4,510円 4,010円 3,510円 3,010円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>	埼玉県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	千葉県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1 類	1,130円	1,020円	900円	790円	680円						千葉県の区域
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。) 第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,940円 2,650円 2,350円 2,060円 1,760円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 3,020円 2,720円 2,420円 2,110円 1,810円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの 7,070円 6,360円 5,660円 4,950円 4,240円)</p>											
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,940円 2,650円 2,350円 2,060円 1,760円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 3,020円 2,720円 2,420円 2,110円 1,810円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの 7,070円 6,360円 5,660円 4,950円 4,240円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>										千葉県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	東京都	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
いんげん	1 類	3,160円	2,840円	2,530円	2,210円	1,900円	東京都の区域
	2 類	3,510円	3,160円	2,810円	2,460円	2,110円	東京都の区域
	3 類	6,650円	5,990円	5,320円	4,660円	3,990円	東京都の区域
	4 類	6,710円	6,040円	5,370円	4,700円	4,030円	東京都の区域
	5 類	手亡類の品種のいんげん又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できないいんげん 3,160円 2,840円 2,530円 2,210円 1,900円 金時類及びうずら類の品種のいんげん 3,510円 3,160円 2,810円 2,460円 2,110円 大福類及びとら豆類の品種のいんげん 6,650円 5,990円 5,320円 4,660円 3,990円 べにばないんげんの品種のいんげん 6,710円 6,040円 5,370円 4,700円 4,030円					東京都の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	神奈川県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲									左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										
大豆	1 類	1,130円	1,020円	900円	790円	680円					神奈川県 の区域
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,690円 3,320円 2,950円 2,580円 2,210円)</p>										
	6 類 7 類	1,130円	1,020円	900円	790円	680円					神奈川県 の区域
<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,690円 3,320円 2,950円 2,580円 2,210円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>											

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	新潟県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分												
そば	2 類	1,960円	1,760円	1,570円	1,370円	1,180円						新潟県の区域	
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,570円 5,010円 4,460円 3,900円 3,340円 1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円 うち免税対象農業者に係るもの 5,750円 5,180円 4,600円 4,030円 3,450円 1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円)												
	3 類 4 類	夏そば 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,210円 4,690円 4,170円 3,650円 3,130円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 5,390円 4,850円 4,310円 3,770円 3,230円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円)											新潟県の区域
		秋そば 1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,570円 5,010円 4,460円 3,900円 3,340円 1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円 うち免税対象農業者に係るもの 5,750円 5,180円 4,600円 4,030円 3,450円 1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円)											

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	富山県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの</p> <p>3,090円 2,780円 2,470円 2,160円 1,850円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの</p> <p>3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、</p> <p>5,090円 4,580円 4,070円 3,560円 3,050円)</p>										富山県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの</p> <p>3,090円 2,780円 2,470円 2,160円 1,850円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの</p> <p>3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、</p> <p>5,090円 4,580円 4,070円 3,560円 3,050円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>										富山県の区域

都道府県名	富山県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分												
そば	2 類	1,500円	1,350円	1,200円	1,050円	900円						富山県の区域	
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,090円 4,580円 4,070円 3,560円 3,050円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円 うち免税対象農業者に係るもの 5,280円 4,750円 4,220円 3,700円 3,170円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円)												
	3 類 4 類	夏そば 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,190円 4,670円 4,150円 3,630円 3,110円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 5,380円 4,840円 4,300円 3,770円 3,230円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円) 秋そば 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,090円 4,580円 4,070円 3,560円 3,050円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円 うち免税対象農業者に係るもの 5,280円 4,750円 4,220円 3,700円 3,170円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円)											富山県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	石川県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,830円 2,550円 2,260円 1,980円 1,700円 1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,240円 3,820円 3,390円 2,970円 2,540円)</p>	石川県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,830円 2,550円 2,260円 1,980円 1,700円 1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,240円 3,820円 3,390円 2,970円 2,540円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>	石川県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福井県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,250円 1,130円 1,000円 880円 750円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,250円 1,130円 1,000円 880円 750円 うち免税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,250円 1,130円 1,000円 880円 750円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円)										福井県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,250円 1,130円 1,000円 880円 750円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,250円 1,130円 1,000円 880円 750円 うち免税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,250円 1,130円 1,000円 880円 750円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										福井県の区域

都道府県名	福井県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そば	1 類	2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,960円 5,360円 4,770円 4,170円 3,580円 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円 うち免税対象農業者に係るもの 6,150円 5,540円 4,920円 4,310円 3,690円 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円)	福井県の区域
	2 類	1,940円 1,750円 1,550円 1,360円 1,160円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,560円 5,000円 4,450円 3,890円 3,340円 1,940円 1,750円 1,550円 1,360円 1,160円 うち免税対象農業者に係るもの 5,750円 5,180円 4,600円 4,030円 3,450円 1,940円 1,750円 1,550円 1,360円 1,160円)	福井県の区域
	3 類 4 類	夏そば 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,960円 5,360円 4,770円 4,170円 3,580円 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円 うち免税対象農業者に係るもの 6,150円 5,540円 4,920円 4,310円 3,690円 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円) 秋そば 1,940円 1,750円 1,550円 1,360円 1,160円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,560円 5,000円 4,450円 3,890円 3,340円 1,940円 1,750円 1,550円 1,360円 1,160円 うち免税対象農業者に係るもの 5,750円 5,180円 4,600円 4,030円 3,450円 1,940円 1,750円 1,550円 1,360円 1,160円)	福井県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山梨県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,710円 2,440円 2,170円 1,900円 1,630円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,800円 2,520円 2,240円 1,960円 1,680円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,870円 3,480円 3,100円 2,710円 2,320円)</p>	山梨県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,710円 2,440円 2,170円 1,900円 1,630円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,800円 2,520円 2,240円 1,960円 1,680円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,870円 3,480円 3,100円 2,710円 2,320円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>	山梨県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長野県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,270円 1,140円 1,020円 890円 760円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,270円 1,140円 1,020円 890円 760円 うち免税対象農業者に係るもの 3,040円 2,740円 2,430円 2,130円 1,820円 1,270円 1,140円 1,020円 890円 760円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 5,340円 4,810円 4,270円 3,740円 3,200円)	長野県の区域									
	3 類	5,210円 4,690円 4,170円 3,650円 3,130円	長野県の区域									
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,270円 1,140円 1,020円 890円 760円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,270円 1,140円 1,020円 890円 760円 うち免税対象農業者に係るもの 3,040円 2,740円 2,430円 2,130円 1,820円 1,270円 1,140円 1,020円 890円 760円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 5,340円 4,810円 4,270円 3,740円 3,200円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,210円 4,690円 4,170円 3,650円 3,130円	長野県の区域									
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,210円 4,690円 4,170円 3,650円 3,130円	長野県の区域									

都道府県名	長野県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そば	1 類	3,150円 2,840円 2,520円 2,210円 1,890円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 6,610円 5,950円 5,290円 4,630円 3,970円 3,150円 2,840円 2,520円 2,210円 1,890円 うち免税対象農業者に係るもの 6,790円 6,110円 5,430円 4,750円 4,070円 3,150円 2,840円 2,520円 2,210円 1,890円)	長野県の区域
	2 類	2,220円 2,000円 1,780円 1,550円 1,330円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,680円 5,110円 4,540円 3,980円 3,410円 2,220円 2,000円 1,780円 1,550円 1,330円 うち免税対象農業者に係るもの 5,860円 5,270円 4,690円 4,100円 3,520円 2,220円 2,000円 1,780円 1,550円 1,330円)	長野県の区域
	3 類 4 類	夏そば 3,150円 2,840円 2,520円 2,210円 1,890円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 6,610円 5,950円 5,290円 4,630円 3,970円 3,150円 2,840円 2,520円 2,210円 1,890円 うち免税対象農業者に係るもの 6,790円 6,110円 5,430円 4,750円 4,070円 3,150円 2,840円 2,520円 2,210円 1,890円) 秋そば 2,220円 2,000円 1,780円 1,550円 1,330円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,680円 5,110円 4,540円 3,980円 3,410円 2,220円 2,000円 1,780円 1,550円 1,330円 うち免税対象農業者に係るもの 5,860円 5,270円 4,690円 4,100円 3,520円 2,220円 2,000円 1,780円 1,550円 1,330円)	長野県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岐阜県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。) 第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。) が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,250円 2,930円 2,600円 2,280円 1,950円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 うち免税対象農業者に係るもの 3,340円 3,010円 2,670円 2,340円 2,000円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの 3,840円 3,460円 3,070円 2,690円 2,300円)	岐阜県の区域
	2 類	8,890円 8,000円 7,110円 6,220円 5,330円	岐阜県の区域
	3 類	3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円	岐阜県の区域
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	岐阜県の区域
	7 類	1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,250円 2,930円 2,600円 2,280円 1,950円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 うち免税対象農業者に係るもの 3,340円 3,010円 2,670円 2,340円 2,000円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの 3,840円 3,460円 3,070円 2,690円 2,300円)	
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 8,890円 8,000円 7,110円 6,220円 5,330円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円	
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 8,890円 8,000円 7,110円 6,220円 5,330円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円	岐阜県の区域

備考:

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	静岡県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,930円 2,640円 2,340円 2,050円 1,760円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,660円 3,290円 2,930円 2,560円 2,200円)</p>	静岡県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,930円 2,640円 2,340円 2,050円 1,760円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,660円 3,290円 2,930円 2,560円 2,200円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>	静岡県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	愛知県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 3,170円 2,850円 2,540円 2,220円 1,900円 1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,260円 2,930円 2,610円 2,280円 1,960円 1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,840円 3,460円 3,070円 2,690円 2,300円)</p>	愛知県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 3,170円 2,850円 2,540円 2,220円 1,900円 1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,260円 2,930円 2,610円 2,280円 1,960円 1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,840円 3,460円 3,070円 2,690円 2,300円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>	愛知県の区域

備考:

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	三重県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,250円 1,130円 1,000円 880円 750円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 3,020円 2,720円 2,420円 2,110円 1,810円 1,250円 1,130円 1,000円 880円 750円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,100円 2,790円 2,480円 2,170円 1,860円 1,250円 1,130円 1,000円 880円 750円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円)</p>	三重県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,250円 1,130円 1,000円 880円 750円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 3,020円 2,720円 2,420円 2,110円 1,810円 1,250円 1,130円 1,000円 880円 750円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,100円 2,790円 2,480円 2,170円 1,860円 1,250円 1,130円 1,000円 880円 750円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>	三重県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	滋賀県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分												
大豆	1 類	1,370円	1,230円	1,100円	960円	820円						滋賀県の区域	
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。) 第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,160円 2,840円 2,530円 2,210円 1,900円 1,370円 1,230円 1,100円 960円 820円 うち免税対象農業者に係るもの 3,240円 2,920円 2,590円 2,270円 1,940円 1,370円 1,230円 1,100円 960円 820円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,300円 4,770円 4,240円 3,710円 3,180円)												
	2 類	8,500円	7,650円	6,800円	5,950円	5,100円							滋賀県の区域
	3 類	3,490円	3,140円	2,790円	2,440円	2,090円							滋賀県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,370円 1,230円 1,100円 960円 820円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,160円 2,840円 2,530円 2,210円 1,900円 1,370円 1,230円 1,100円 960円 820円 うち免税対象農業者に係るもの 3,240円 2,920円 2,590円 2,270円 1,940円 1,370円 1,230円 1,100円 960円 820円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,300円 4,770円 4,240円 3,710円 3,180円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 8,500円 7,650円 6,800円 5,950円 5,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,490円 3,140円 2,790円 2,440円 2,090円						滋賀県の区域					
9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 8,500円 7,650円 6,800円 5,950円 5,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,490円 3,140円 2,790円 2,440円 2,090円						滋賀県の区域						
小豆		6,950円	6,260円	5,560円	4,870円	4,170円						滋賀県の区域	

備考:

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	京都府		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,890円 2,600円 2,310円 2,020円 1,730円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 2,970円 2,670円 2,380円 2,080円 1,780円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,750円 3,380円 3,000円 2,630円 2,250円)	京都府の区域
	2 類	12,850円 11,570円 10,280円 9,000円 7,710円	京都府の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,890円 2,600円 2,310円 2,020円 1,730円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 2,970円 2,670円 2,380円 2,080円 1,780円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,750円 3,380円 3,000円 2,630円 2,250円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 12,850円 11,570円 10,280円 9,000円 7,710円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	京都府の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 12,850円 11,570円 10,280円 9,000円 7,710円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	京都府の区域
小豆		9,170円 8,250円 7,340円 6,420円 5,500円	京都府の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	大阪府			
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲		左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,890円 2,600円 2,310円 2,020円 1,730円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,970円 2,670円 2,380円 2,080円 1,780円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,670円 3,300円 2,940円 2,570円 2,200円)</p>		大阪府の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,890円 2,600円 2,310円 2,020円 1,730円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,970円 2,670円 2,380円 2,080円 1,780円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,670円 3,300円 2,940円 2,570円 2,200円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>		大阪府の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	兵庫県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 3,010円 2,710円 2,410円 2,110円 1,810円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 7,840円 7,060円 6,270円 5,490円 4,700円)	兵庫県区域									
	2 類	15,010円 13,510円 12,010円 10,510円 9,010円	兵庫県区域									
	3 類	5,200円 4,680円 4,160円 3,640円 3,120円	兵庫県区域									
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 3,010円 2,710円 2,410円 2,110円 1,810円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 7,840円 7,060円 6,270円 5,490円 4,700円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 15,010円 13,510円 12,010円 10,510円 9,010円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,200円 4,680円 4,160円 3,640円 3,120円	兵庫県区域									
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 15,010円 13,510円 12,010円 10,510円 9,010円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 5,200円 4,680円 4,160円 3,640円 3,120円	兵庫県区域									

都道府県名	兵庫県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分													
そば	2 類	2,060円	1,850円	1,650円	1,440円	1,240円								兵庫県の区域
	3 類 4 類	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,600円 5,040円 4,480円 3,920円 3,360円 2,060円 1,850円 1,650円 1,440円 1,240円 うち免税対象農業者に係るもの 5,790円 5,210円 4,630円 4,050円 3,470円 2,060円 1,850円 1,650円 1,440円 1,240円) 夏そば 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,140円 4,630円 4,110円 3,600円 3,080円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 5,330円 4,800円 4,260円 3,730円 3,200円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円) 秋そば 2,060円 1,850円 1,650円 1,440円 1,240円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,600円 5,040円 4,480円 3,920円 3,360円 2,060円 1,850円 1,650円 1,440円 1,240円 うち免税対象農業者に係るもの 5,790円 5,210円 4,630円 4,050円 3,470円 2,060円 1,850円 1,650円 1,440円 1,240円)											兵庫県の区域	

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	奈良県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
大豆	1 類	1,130円	1,020円	900円	790円	680円						奈良県の区域	
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,730円 2,460円 2,180円 1,910円 1,640円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 2,810円 2,530円 2,250円 1,970円 1,690円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,930円 3,540円 3,140円 2,750円 2,360円)												
	2 類	11,610円	10,450円	9,290円	8,130円	6,970円							奈良県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,730円 2,460円 2,180円 1,910円 1,640円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 2,810円 2,530円 2,250円 1,970円 1,690円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,930円 3,540円 3,140円 2,750円 2,360円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 11,610円 10,450円 9,290円 8,130円 6,970円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円											奈良県の区域
9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 11,610円 10,450円 9,290円 8,130円 6,970円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円											奈良県の区域	

備考:

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	和歌山県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1 類	1,130円	1,020円	900円	790円	680円						和歌山県の区域
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,700円 2,430円 2,160円 1,890円 1,620円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,630円 3,270円 2,900円 2,540円 2,180円)</p>											
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,700円 2,430円 2,160円 1,890円 1,620円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,630円 3,270円 2,900円 2,540円 2,180円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>										和歌山県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	鳥取県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(あっては、 4,120円 3,710円 3,300円 2,880円 2,470円)	鳥取県の区域
	2 類	4,820円 4,340円 3,860円 3,370円 2,890円	鳥取県の区域
	3 類	5,870円 5,280円 4,700円 4,110円 3,520円	鳥取県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(あっては、 4,120円 3,710円 3,300円 2,880円 2,470円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,820円 4,340円 3,860円 3,370円 2,890円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,870円 5,280円 4,700円 4,110円 3,520円	鳥取県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,820円 4,340円 3,860円 3,370円 2,890円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 5,870円 5,280円 4,700円 4,110円 3,520円	鳥取県の区域

都道府県名	鳥取県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分												
そば	2 類	2,100円	1,890円	1,680円	1,470円	1,260円							鳥取県の区域
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,720円 5,150円 4,580円 4,000円 3,430円 2,100円 1,890円 1,680円 1,470円 1,260円 うち免税対象農業者に係るもの 5,910円 5,320円 4,730円 4,140円 3,550円 2,100円 1,890円 1,680円 1,470円 1,260円)											
	3 類 4 類	夏そば 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,220円 4,700円 4,180円 3,650円 3,130円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 5,410円 4,870円 4,330円 3,790円 3,250円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円) 秋そば 2,100円 1,890円 1,680円 1,470円 1,260円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,720円 5,150円 4,580円 4,000円 3,430円 2,100円 1,890円 1,680円 1,470円 1,260円 うち免税対象農業者に係るもの 5,910円 5,320円 4,730円 4,140円 3,550円 2,100円 1,890円 1,680円 1,470円 1,260円)									鳥取県の区域		

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	島根県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,950円 2,660円 2,360円 2,070円 1,770円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,200円 3,780円 3,360円 2,940円 2,520円)</p>	島根県の区域									
	2 類	10,470円 9,420円 8,380円 7,330円 6,280円	島根県の区域									
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,950円 2,660円 2,360円 2,070円 1,770円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,200円 3,780円 3,360円 2,940円 2,520円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>10,470円 9,420円 8,380円 7,330円 6,280円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>	島根県の区域									
	9 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>10,470円 9,420円 8,380円 7,330円 6,280円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆</p> <p>2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>	島根県の区域									

都道府県名	島根県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
そば	2 類	3,440円	3,100円	2,750円	2,410円	2,060円						島根県の区域
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 7,010円 6,310円 5,610円 4,910円 4,210円 3,440円 3,100円 2,750円 2,410円 2,060円 うち免税対象農業者に係るもの 7,200円 6,480円 5,760円 5,040円 4,320円 3,440円 3,100円 2,750円 2,410円 2,060円)											
	3 類 4 類	夏そば 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 5,360円 4,820円 4,290円 3,750円 3,220円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円) 秋そば 3,440円 3,100円 2,750円 2,410円 2,060円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 7,010円 6,310円 5,610円 4,910円 4,210円 3,440円 3,100円 2,750円 2,410円 2,060円 うち免税対象農業者に係るもの 7,200円 6,480円 5,760円 5,040円 4,320円 3,440円 3,100円 2,750円 2,410円 2,060円)										島根県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岡山県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	
ばれいしょ	7 類	137,020円	123,320円 109,620円 95,910円 82,210円
	8 類	142,940円	128,650円 114,350円 100,060円 85,760円
	10 類	秋植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 137,020円 123,320円 109,620円 95,910円 82,210円 秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 142,940円 128,650円 114,350円 100,060円 85,760円	
大豆	1 類	1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,800円 2,520円 2,240円 1,960円 1,680円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,690円 4,220円 3,750円 3,280円 2,810円)	
	2 類	9,210円	8,290円 7,370円 6,450円 5,530円
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,800円 2,520円 2,240円 1,960円 1,680円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,690円 4,220円 3,750円 3,280円 2,810円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 9,210円 8,290円 7,370円 6,450円 5,530円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 9,210円 8,290円 7,370円 6,450円 5,530円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	

左に掲げる金額が適用となる地域

岡山県の区域

岡山県の区域

岡山県の区域

岡山県の区域

岡山県の区域

岡山県の区域

岡山県の区域

備考：

1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
3. この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、大豆については10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	広島県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,770円 3,390円 3,020円 2,640円 2,260円)	広島県の区域
	3 類	5,580円 5,020円 4,460円 3,910円 3,350円	広島県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,770円 3,390円 3,020円 2,640円 2,260円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,580円 5,020円 4,460円 3,910円 3,350円	広島県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,580円 5,020円 4,460円 3,910円 3,350円	広島県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山口県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,130円 2,820円 2,500円 2,190円 1,880円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 3,220円 2,900円 2,580円 2,250円 1,930円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,380円 3,940円 3,500円 3,070円 2,630円)	山口県の区域
	3 類	2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	山口県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,130円 2,820円 2,500円 2,190円 1,880円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 3,220円 2,900円 2,580円 2,250円 1,930円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,380円 3,940円 3,500円 3,070円 2,630円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	山口県の区域
9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	山口県の区域	

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	徳島県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,700円 3,330円 2,960円 2,590円 2,220円)</p>	徳島県の区域
	2 類	4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円	徳島県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,700円 3,330円 2,960円 2,590円 2,220円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>	徳島県の区域
9 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>	徳島県の区域	

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	香川県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 2,950円 2,660円 2,360円 2,070円 1,770円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,670円 3,300円 2,940円 2,570円 2,200円)	香川県の区域
	2 類	11,150円 10,040円 8,920円 7,810円 6,690円	香川県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 2,950円 2,660円 2,360円 2,070円 1,770円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,670円 3,300円 2,940円 2,570円 2,200円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 11,150円 10,040円 8,920円 7,810円 6,690円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	香川県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 11,150円 10,040円 8,920円 7,810円 6,690円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	香川県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	愛媛県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,970円 2,670円 2,380円 2,080円 1,780円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,670円 3,300円 2,940円 2,570円 2,200円)</p>	愛媛県の区域									
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,970円 2,670円 2,380円 2,080円 1,780円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,670円 3,300円 2,940円 2,570円 2,200円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>	愛媛県の区域									

都道府県名	愛媛県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そば	2 類	1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,060円 4,550円 4,050円 3,540円 3,040円 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円 うち免税対象農業者に係るもの 5,250円 4,730円 4,200円 3,680円 3,150円 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円)	愛媛県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 4,780円 4,300円 3,820円 3,350円 2,870円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 4,970円 4,470円 3,980円 3,480円 2,980円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円) 秋そば 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,060円 4,550円 4,050円 3,540円 3,040円 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円 うち免税対象農業者に係るもの 5,250円 4,730円 4,200円 3,680円 3,150円 1,880円 1,690円 1,500円 1,320円 1,130円)	愛媛県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福岡県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,660円 1,490円 1,330円 1,160円 1,000円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,470円 3,120円 2,780円 2,430円 2,080円 1,660円 1,490円 1,330円 1,160円 1,000円 うち免税対象農業者に係るもの 3,550円 3,200円 2,840円 2,490円 2,130円 1,660円 1,490円 1,330円 1,160円 1,000円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,360円 3,920円 3,490円 3,050円 2,620円)	福岡県の区域
	3 類	5,130円 4,620円 4,100円 3,590円 3,080円	福岡県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,660円 1,490円 1,330円 1,160円 1,000円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,470円 3,120円 2,780円 2,430円 2,080円 1,660円 1,490円 1,330円 1,160円 1,000円 うち免税対象農業者に係るもの 3,550円 3,200円 2,840円 2,490円 2,130円 1,660円 1,490円 1,330円 1,160円 1,000円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,360円 3,920円 3,490円 3,050円 2,620円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,130円 4,620円 4,100円 3,590円 3,080円	福岡県の区域
9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,130円 4,620円 4,100円 3,590円 3,080円	福岡県の区域	

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	佐賀県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,260円 2,930円 2,610円 2,280円 1,960円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 うち免税対象農業者に係るもの 3,340円 3,010円 2,670円 2,340円 2,000円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,110円 4,600円 4,090円 3,580円 3,070円)										佐賀県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,260円 2,930円 2,610円 2,280円 1,960円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 うち免税対象農業者に係るもの 3,340円 3,010円 2,670円 2,340円 2,000円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,110円 4,600円 4,090円 3,580円 3,070円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										佐賀県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長崎県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	
ばれいしょ	7 類	168,680円 151,810円 134,940円 118,080円 101,210円	長崎県の区域
	10 類	秋植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 168,680円 151,810円 134,940円 118,080円 101,210円 秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 99,910円 89,920円 79,930円 69,940円 59,950円	長崎県の区域
大豆	1 類	1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,840円 3,460円 3,070円 2,690円 2,300円)	長崎県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 うち免税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,840円 3,460円 3,070円 2,690円 2,300円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	長崎県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、大豆については10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	熊本県			
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲		左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,690円 1,520円 1,350円 1,180円 1,010円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,410円 3,070円 2,730円 2,390円 2,050円 1,690円 1,520円 1,350円 1,180円 1,010円 うち免税対象農業者に係るもの 3,490円 3,140円 2,790円 2,440円 2,090円 1,690円 1,520円 1,350円 1,180円 1,010円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,260円 3,830円 3,410円 2,980円 2,560円)		熊本県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,690円 1,520円 1,350円 1,180円 1,010円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,410円 3,070円 2,730円 2,390円 2,050円 1,690円 1,520円 1,350円 1,180円 1,010円 うち免税対象農業者に係るもの 3,490円 3,140円 2,790円 2,440円 2,090円 1,690円 1,520円 1,350円 1,180円 1,010円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,260円 3,830円 3,410円 2,980円 2,560円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円		熊本県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	大分県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,800円 1,620円 1,440円 1,260円 1,080円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,500円 3,150円 2,800円 2,450円 2,100円 1,800円 1,620円 1,440円 1,260円 1,080円 うち免税対象農業者に係るもの 3,590円 3,230円 2,870円 2,510円 2,150円 1,800円 1,620円 1,440円 1,260円 1,080円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円)	大分県の区域
	3 類	4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円	大分県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,800円 1,620円 1,440円 1,260円 1,080円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,500円 3,150円 2,800円 2,450円 2,100円 1,800円 1,620円 1,440円 1,260円 1,080円 うち免税対象農業者に係るもの 3,590円 3,230円 2,870円 2,510円 2,150円 1,800円 1,620円 1,440円 1,260円 1,080円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円	大分県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円	大分県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮崎県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1 類	1,130円	1,020円	900円	790円	680円						宮崎県の区域
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 6,040円 5,440円 4,830円 4,230円 3,620円)</p>											
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 6,040円 5,440円 4,830円 4,230円 3,620円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>										宮崎県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	鹿児島県										
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲									左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	<p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。) 第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。) が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの にあっては、 3,650円 3,290円 2,920円 2,560円 2,190円)</p>	鹿児島県の区域								
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>うち課税対象農業者に係るもの 2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>うち免税対象農業者に係るもの 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの にあっては、 3,650円 3,290円 2,920円 2,560円 2,190円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円</p>	鹿児島県の区域								
さとうきび		<p>基準糖度が13.1度である組合員等 6,000円 5,400円 4,800円 4,200円 3,600円</p> <p>(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第25条第1項の規定に基づき砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。) 第19条第1項の甘味資源作物交付金の交付の申請をする者であり、かつ、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第19条第2号に掲げる要件に該当する生産者(同法第19条第1項に規定する甘味資源作物交付金の対象甘味資源作物生産者に限る。以下「対象甘味生産者」という。) にあっては、</p> <p>うち課税対象甘味生産者に係るもの 22,010円 19,810円 17,610円 15,410円 13,210円 6,000円 5,400円 4,800円 4,200円 3,600円</p> <p>うち免税対象甘味生産者に係るもの 22,860円 20,570円 18,290円 16,000円 13,720円 6,000円 5,400円 4,800円 4,200円 3,600円)</p> <p>基準糖度が13.1度に満たない組合員等 別 記 1</p> <p>基準糖度が13.1度を超過14.3度以下である組合員等 別 記 2</p> <p>基準糖度が14.3度を超過する組合員等 別 記 3</p>	鹿児島県の区域								

別記 1 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るとに、6,000円から40円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者であって、栽培するさとうきびの基準糖度が5.5度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
(課税対象甘味生産者の場合)

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るとに、22,010円から140円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

(免税対象甘味生産者の場合)

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るとに、22,860円から140円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 2 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るとに、6,000円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
(課税対象甘味生産者の場合)

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るとに、22,010円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

(免税対象甘味生産者の場合)

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るとに、22,860円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 3 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るとに、6,480円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
(課税対象甘味生産者の場合)

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るとに、22,490円に140円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

(免税対象甘味生産者の場合)

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るとに、23,340円に140円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

備考 :

1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
3. この表において「課税対象甘味生産者」とは、対象甘味生産者のうち、免税対象甘味生産者以外のものをいう。
4. この表において「免税対象甘味生産者」とは、対象甘味生産者のうち、糖価調整法第20条第2項の規定に基づき農林水産大臣が定める甘味資源作物交付金の単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第19条第1項に規定する甘味資源作物交付金が交付されるものをいう。
5. この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、さとうきびについては1,000キログラム当たりとする。
6. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、令和元年産から令和7年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第1項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	沖縄県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	
さとうきび		基準糖度が13.1度である組合員等 22,860円 20,570円 18,290円 16,000円 13,720円 基準糖度が13.1度に満たない組合員等 別 記 1 基準糖度が13.1度を超え14.3度以下である組合員等 別 記 2 基準糖度が14.3度を超える組合員等 別 記 3	左に掲げる金額が適用となる地域
		基準糖度が13.1度である組合員等 6,000円 5,400円 4,800円 4,200円 3,600円 (砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第25条第1項の規定に基づき砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。)第19条第1項の甘味資源作物交付金の交付の申請をする者であり、かつ、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第19条第2号に掲げる要件に該当する生産者(同法第19条第1項に規定する甘味資源作物交付金の対象甘味資源作物生産者に限る。以下「対象甘味生産者」という。)であって、当該交付金の交付を受けるものが耕作の業務を営む耕地に係るさとうきびにあっては、 うち課税対象甘味生産者に係るもの 22,010円 19,810円 17,610円 15,410円 13,210円 6,000円 5,400円 4,800円 4,200円 3,600円 うち免税対象甘味生産者に係るもの 22,860円 20,570円 18,290円 16,000円 13,720円 6,000円 5,400円 4,800円 4,200円 3,600円) 基準糖度が13.1度に満たない組合員等 別 記 4 基準糖度が13.1度を超え14.3度以下である組合員等 別 記 5 基準糖度が14.3度を超える組合員等 別 記 6	沖縄県の区域のうち 粟国村、伊江村、伊平屋村、多良間村、竹富町及び与那国町以外の区域

別記1：
 組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るとに、22,860円から140円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に相当する金額とする。

別記2：
 組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るとに、22,860円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に相当する金額とする。

別記3：
 組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るとに、23,340円に140円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に相当する金額とする。

別記4：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るとに、6,000円から40円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者であって、栽培するさとうきびの基準糖度が5.5度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
(課税対象甘味生産者の場合)

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るとに、22,010円から140円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

(免税対象甘味生産者の場合)

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るとに、22,860円から140円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記5：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るとに、6,000円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
(課税対象甘味生産者の場合)

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るとに、22,010円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

(免税対象甘味生産者の場合)

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るとに、22,860円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記6：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るとに、6,480円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
(課税対象甘味生産者の場合)

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るとに、22,490円に140円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

(免税対象甘味生産者の場合)

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るとに、23,340円に140円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

備考：

1. この表において「課税対象甘味生産者」とは、対象甘味生産者のうち、免税対象甘味生産者以外のものをいう。
2. この表において「免税対象甘味生産者」とは、対象甘味生産者のうち、糖価調整法第20条第2項の規定に基づき農林水産大臣が定める甘味資源作物交付金の単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第19条第1項に規定する甘味資源作物交付金が交付されるものをいう。
3. この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。
4. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、令和元年産から令和7年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第1項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。